

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案			現行		
<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第三項第二号の規定に基づき、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を次のように定める。</p> <p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 テレメーター用、テレコントロール電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。)用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの</p>			<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第三項第二号の規定に基づき、特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を次のように定める。</p> <p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 テレメーター用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。)用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの</p>		
周波数	空中線電力	備考	周波数	空中線電力	備考
<p>九五四・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数であつて、九五四・二MHz及び九五四・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が一)</p>	〇・〇ワット以下	<p>単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</p>	<p>九五四・二MHz、九五四・四MHz、九五四・六MHz及び九五四・八MHz</p>	〇・〇ワット以下	<p>単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式</p>
<p>九五四・三MHz以上九五七・三MHz以下の周波数であつて、九五四・三MHz及び九五四・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p>			<p>九五四・三MHz、九五四・五MHz、九五四・七MHz及び九五四・九MHz</p>		

九五一・二MHz以上九五四・二MHz以下の周波数であつて、九五一・二MHz及び九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が二)		
九五一・一MHz以上九五四・一MHz以下の周波数であつて、九五二・一MHz及び九五一・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が二)		
九五一・二MHz以上九五四・二MHz以下の周波数であつて、九五二・二MHz及び九五一・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が二)		
九五四・五MHz以上九五七・一MHz以下の周波数であつて、九五四・五MHz及び九五四・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が四)		
九五四・六MHz以上九五七MHz以下の周波数であつて、九五四・六MHz及び九五四・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が五)		
九五四・四MHz以上九五七・二MHz以下の周波数であつて、九五四・四MHz及び九五四・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が三)		
九五四・五MHz以上九五七・二MHz以下の周波数であつて、九五四・五MHz及び九五四・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が二)		

九五二MHz以上九五五・六MHz以下の周波数であつて、九五二MHz及び九五二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(九五四・二MHz以上九五四・八MHz以下の周波数を除く。)	〇・〇〇〇一ワット以下	

九五一・三MHz以上九五四・三MHz以下の周波数であつて、九五一・三MHz及び九五・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）		
九五一・四MHz以上九五四・四MHz以下の周波数であつて、九五一・四MHz及び九五・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		

(二) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・三MHz以上九五七・三MHz以下の周波数であつて、九五四・三MHz及び九五四・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が二）	〇・〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五四・四MHz以上九五七・二MHz以下の周波数であつて、九五四・四MHz及び九五四・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が三）		
九五四・五MHz以上九五七・一MHz以下の周波数であつて、九五・五MHz及び九五・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が二）		

--	--	--

(二) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・三MHz、九五四・五MHz及び九五四・七MHz	〇・〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

<p>五・一・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）</p>		
<p>九五四・六MHz以上九五七MHz以下の周波数であつて、九五四・六MHz及び九五四・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）</p>		
<p>九五・一MHz以上九五四・一MHz以下の周波数であつて、九五・一MHz及び九五・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が二）</p>		<p>〇・〇〇〇一ワット以下</p>
<p>九五・二MHz以上九五四・二MHz以下の周波数であつて、九五・二MHz及び九五・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が三）</p>		
<p>九五・三MHz以上九五四・三MHz以下の周波数であつて、九五・三MHz及び九五・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）</p>		
<p>九五・四MHz以上九五四・四MHz以下の周波数であつて、九五・四MHz及び九五・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）</p>		

<p>九五・一MHz以上九五五・五MHz以下の周波数であつて、九五・一MHz及び九五・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（九五四・三MHz以上九五四・七MHz以下の周波数を除く。）</p>	<p>〇・〇〇〇一ワット以下</p>

(三) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・四MHz以上九五七・二MHz以下の周波数であつて、九五四・四MHz及び九五四・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が三)	〇・〇ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五四・五MHz以上九五七・一MHz以下の周波数であつて、九五四・五MHz及び九五四・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が四)		
九五四・六MHz以上九五七MHz以下の周波数であつて、九五四・六MHz及び九五四・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が五)		
九五二・二MHz以上九五四・二MHz以下の周波数であつて、九五二・二MHz及び九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が三)	〇・〇〇一ワット以下	
九五二・三MHz以上九五四・三MHz以下の周波数であつて、九五二・三MHz及び九五二・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(同時に使用する単位チャネルの数が四)		

(三) 占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・四MHz及び九五四・六MHz	〇・〇ワット以下	単向通信方式、単信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五二・二MHz以上九五五・四MHz以下の周波数であつて、九五二・二MHz及び九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(九五四・四MHz以上九五四・六MHz以下の周波数を除く。)		

九五・四MHz以上九五・四MHz以下の周波数であつて、九五・四MHz及び九五・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		
---	--	--

(四) 占有周波数帯幅が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五・五MHz以上九五・七MHz以下の周波数であつて、九五・五MHz及び九五・五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）	〇・〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五・六MHz以上九五・七MHz以下の周波数であつて、九五・六MHz及び九五・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		
九五・三MHz以上九五・三MHz以下の周波数であつて、九五・三MHz及び九五・三MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が四）	〇・〇〇一ワット以下	
九五・四MHz以上九五・四MHz以下の周波数であつて、九五・四MHz及び九五・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの（同時に使用する単位チャネルの数が五）		

--	--	--

(五) 占有周波数帯幅が八〇〇kHzを超え一〇〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
九五四・六MHz以上九五七MHz以下の周波数であつて、九五四・六MHz及び九五四・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
九五一・四MHz以上九五四・四MHz以下の周波数であつて、九五一・四MHz及び九五一・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	

4 (略)

二〇九 (略)

十 移動体識別(設備規則第二十四条第十四項に規定するものをいう。)用

1 (略)

2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

電波の型式	周波数	空中線電力
NON、A-D、A-XN、H-D、R-D、J-D、F-D、F-D又はG-D	九五四・八MHz	〇・〇一ワット以下
(略)	(略)	(略)

十一〜十四 (略)

4 (略)

二〇九 (略)

十 移動体識別(設備規則第二十四条第十四項に規定するものをいう。)用

1 (略)

2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

電波の型式	周波数	空中線電力
NON、A-D、A-XN、H-D、R-D、J-D、F-D、F-D又はG-D	九五三・五MHz	〇・〇一ワット以下
(略)	(略)	(略)

十一〜十四 (略)